第三条の四の三第二項第二号中「第六十八条の八十八第十八項第一号」の下に「（同法第六十八条の百七の二第十項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項第三号」を「同法第六十八条の八十八第十八項第三号（同法第六十八条の百七の二第十項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三条の十五の見出し中「第二十条の二の十五」を「第二十条の二の十七」に改め、同条第一項中「第二十条の二の十五第一項」を「第二十条の二の十七第一項」に、「本項」を「この項」に改め、同条第二項中「第二十条の二の十五第二項」を「第二十条の二の十七第二項」に、「本項」を「この項」に改める。

第四条の二中「第七十二条の二十三第二項第一号」を「第七十二条の二十三第三項第一号」に改める。

第五条の二第二項第二号中「第六十六条の四第十七項第一号」の下に「（同法第六十六条の四の三第十一項又は第六十七条の十八第十項において準用する場合を含む。）」を加える。

第五条の四第二項第二号中「第六十八条の八十八第十八項第一号」の下に「（同法第六十八条の百七の二第十項において準用する場合を含む。）」を加える。

第十条の二の四第二項第一号中「同じ。」の下に「又は外国法人（同条第八項に規定する外国法人をいう。以下この号において同じ。）」を、「有する内国法人」及び「当該内国法人」の下に「又は外国法人」を加え、同項第四号及び第五号中「内国法人」の下に「又は外国法人」を加える。

第十条の二の六第二項第二号中「第六十六条の四第十七項第一号」の下に「（同法第六十六条の四の三第十一項又は第六十七条の十八第十項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項第三号」を「同法第六十六条の四第十七項第三号（同法第六十六条の四の三第十一項又は第六十七条の十八第十項において準用する場合を含む。）」に改める。

第十条の二の七第二項第二号中「第六十八条の八十八第十八項第一号」の下に「（同法第六十八条の百七の二第十項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項第三号」を「同法第六十八条の八十八第十八項第三号（同法第六十八条の百七の二第十項において準用する場合を含む。）」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。